

【第2弾】西脇市中小事業者物価高騰対策事業補助金 Q & A

令和6年1月15日

1 補助対象者について

Q 1 対象となる中小事業者は？

A 1 常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する業種を主たる事業として営むもののほか、次の法人も対象となります。

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（事業協同組合、企業組合、協業組合等）
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人
- ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

令和5年度第1弾(上期分の補助)で補助金の交付を受けた方も対象となり申請が可能です。

Q 2 「常時使用する従業員」にはどういった人が該当するのか？

- A 2
- ・ 正社員・パート・アルバイトなど名称にかかわらず、期間の定めなく雇用されている人、または雇用契約期間が定められている場合でも反復して更新されている人です。
 - ・ 従業員には、個人事業主本人及び同居の親族従業員、経営者、取締役等の役員は含みません。
 - ・ 1事業者の事業全体の従業員であるため、市内のほか、市外の事業所の従業員も含みます。
 - ・ 雇用契約がない場合は、出向・派遣元事業者の従業員となるため、従業員に該当しません。

Q 3 業種の分類はどのように判断すればいいのか？

- A 3
- ・ 業種は総務省が所管する日本標準産業分類を参照してください。（国の統計調査で回答していただいた内容を参考にさせていただいても構いません。）

- ・業種が不明な場合は、事業の内容・形態をわかりやすく記入してください。
- ・複数の業種を行っている場合は、売上の一番大きな業種としてください。

Q 4 事業収入以外に給与など他の収入がありますが申請は可能なのか？

A 4 事業収入（確定申告書第一表（申告書B）の「収入金額等」欄の「事業」に該当する収入金額等の欄の合計額）が、「収入金額等」欄の「不動産所得」、「給与所得」及び「雑所得」の収入金額等の合計額を上回る場合が対象となります。

Q 5 法人ですが、登記上の本社が西脇市外にある場合、対象となるのか？

A 5 本社、本店、主たる事務所の所在地が市外にある場合でも、市内に事業所を有する場合、対象となります。

Q 6 市外在住の個人事業主ですが、市内で飲食店を営んでいます。この場合は対象となるのか？

A 6 個人事業主で市外に居住し、市内に事業所を有している場合は、補助の対象となります。

Q 7 創業間もない事業者は申請できるか？

A 7 令和5年10月1日時点で1年以上事業を営んでいる事業者は申請が可能です

【変更点】

第1弾 令和5年4月1日時点 → 第2弾 令和5年10月1日時点

Q 8 農家は補助対象となるのか？

A 8 個人事業主として申請可能です。ただし、農業収入を含む事業所得の収入金額等の合計額が、不動産所得、給与所得及び雑所得の収入金額等の合計額を上回っていないなければ対象外となります。

Q 9 法人成りしましたが、申請は可能ですか？

A 9 次の1及び2の書類を追加資料として提出いただくことで、法人として申請可能です。

1 履歴事項全部証明書

※補助金の申請時から3か月以内に発行されたものに限りです。

2 以下の書類のいずれか

- (1) 法人設立届出書（「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、收受日付印等が押印されていること。）
- (2) 個人事業の開業・廃業等届出書（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、收受日付印等が押印されていること。）

2 補助対象経費について

Q10 対象経費となる光熱費、燃料費は何か？

A10 光熱費としては、電気代、ガス代となり、燃料費としては、ガソリン代、灯油代、重油代、軽油代又は混合油代となります（事業活動に直接使用する木炭等の調理用燃料も可）。ただし、販売目的で購入された燃料費は対象外となります。

【変更点／補助対象経費の対象期間】

第1弾 令和5年1月から同年6月までの光熱費及び燃料費



第2弾 令和5年7月から同年12月までの光熱費及び燃料費

Q11 対象経費に消費税を含むのか？

A11 対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額になります。

Q12 光熱費及び燃料費の計上月の基準はありますか？

A12 光熱費は使用月、燃料費は購入、仕入れた月を基準とします。

Q13 光熱費について、月をまたいで請求されている場合、何月分として計上すればいいのか？（例：令和5年6月20日～令和5年7月19日購入分が令和5年7月分として請求されている場合）

A13 光熱費の場合、使用期間が月をまたぐ場合は、使用日数が多い月を使用月とします。

（例：令和5年6月20日～令和5年7月19日 → 使用月は7月分として）

Q14 燃料費が月をまたいで請求されている場合、何月分として計上すればいいのか？（例：令和5年6月20日～令和5年7月19日購入分が令和5年7月分として請求されている場合）

A14 光熱費とは異なり、燃料費については明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月である必要があります。

例の場合、令和5年6月20日～6月30日分は計算対象から外し、令和5年7月1日～7月19日分を計算対象としてください。

Q15 燃料の購入（納品）が令和5年6月であるが、支払いは令和5年7月の場合、補助の対象となるのか？

A15 対象外です。燃料費は、購入、仕入れた月を基準とします。

Q16 燃料費の購入（納品）が令和5年12月であるが、支払いが令和6年1月の場合、補助の対象となるのか？

A16 対象になります。この場合、領収書に「令和5年12月分として」等と記載されている必要があります。領収書に〇月分が記載がない場合は、領収書の他に請求書、納品書などいつ購入したものか分かる資料の添付が必要となります。

Q17 個人事業主ですが車を自家用と事業用で併用して使用している場合はどのように算定するのですか？

A17 確定申告書類の収支内訳書に記載の減価償却費の事業専用割合をもとに算出します。

Q18 燃料の配達料などは対象となるのか？

A18 対象外です。補助の対象は、補助対象月に購入した燃料の購入金額及び使用した電気料金、ガス代のみです。

Q19 本社が西脇市内にあるが、市外にも事業所（店舗）があり、光熱費、燃料費を本社でまとめて支払っている場合、全ての支払い分を補助対象としていいのか？

A19 本補助金は西脇市内で行う事業への支援のため、市外の事業所（店舗）の光熱費、燃料費は対象外です。

計算の際は、市外の事業所（店舗）分は除いてください（市内にある本社及び事業所に係る光熱費及び燃料費のみを対象としてください）。

Q20 事業拡張のため市内で2か所目となる事業所を開設しました。この場合、2つの事業所分について、申請可能ですか？

A20 2か所目の事業所が基準（令和5年10月1日）現在で1年を経過していれば、2つの事業所分をまとめて申請可能です。

Q21 1か月の電気代だけで補助金の上限30万円を超えてしまいます。この場合であっても、他の月の光熱費や燃料費の算定や領収書の提出は必要ですか？

A21 補助上限に達する場合は、それ以外の領収書等の添付や燃料費欄の記入は必要ありません。

燃料費だけで補助上限に達する金額となる場合についても同様で、それ以外の領収書の添付や光熱費欄の記入は不要です。

Q22 燃料費をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上しますか？

A22 燃料費については明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月である必要があります。プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に燃料を購入（プリペイドカードを使用）された月で計算してください。

Q23 軽油引取税は対象経費に含まれますか？

A23 はい、含まれます。消費税及び地方消費税のみ対象経費から除いて計上してください。

Q24 タクシーの燃料はガスになるが、対象になるのか？

A24 対象になります。積算表の種類は選択式になっていますので、手書きで記入をお願いします。

3 申請手続について

Q25 申請手続は？

A25 申請書類は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所商工観光課窓口で配布しています。必要事項を記入の上、添付書類と一緒に郵送又は窓口へ提出ください。

Q26 領収書の宛名は申請者でなくても構わないのか？

A26 領収書の宛名と申請者が必ず一致していることを確認してください。（会社名又は代表者名である必要があります。）

Q27 領収書、レシートは原本が必要か？

A27 コピーでも可能。ただし、経費の内容、購入品目、数量などの内訳が記載されているものに限りです。領収書だけで内容がわからない経費は、請求書、納品書等を必ず添付してください。

また、インターネットで購入した場合の領収書は、WEBからプリントアウトしたもので構いません。

Q28 領収書、レシートが見当たらない場合は？

A28 領収書、レシートがない場合、支払の確認が取れないため申請を受け付けることができません。購入先に再発行を依頼するなどしてください。

Q29 銀行振込やネットバンキングによる支払いの場合の必要書類は？

A29 領収書になります。領収書がない場合は、請求書と振り込み控え（プリントアウトしたもので可）又は通帳の振込金額が引き落とされたことが確認できるページ（電子通帳引き落とし明細に可）と名義が確認できるページのコピーが必要となります。ただし、金額の内訳がわからない場合は、納品書のコピーなども必要となります。

Q30 クレジットカード払いの場合の必要書類は？

A30 領収書又はレシートのほかに、カード会社の利用代金明細書、クレジットカード決済口座の金融機関の通帳又は取引明細の該当部分の写しが必要になります。ただし、金額の内訳がわからない場合は、請求書、納品書のコピーも必要となります。

法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となり、個人の場合は、代表者名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるものが対象となります。クレジットカードによる支払の場合は、口座からの引き落としが完了してからの申請になります。

Q31 収益のない事業（一般社団法人、NPO法人）のため、確定申告書がないがどうしたらいいのか？

A31 決算報告書・収支決算書と法人設立届で申請可能です。

4 その他

Q32 補助金はいつ口座に振り込まれるのか？

A32 申請書受理後に審査を行い、書類に不備等がなければ概ね1～2か月程度でご指定の口座に振り込みます。

※支払日は、市の定例支払日（10日、20日、月末／土日祝日の前は、前営業日）のいずれかとなります。

振込後に市から通知書を送付します。（振込者名は「西脇市会計管理者」です。）